

令和8年4月より

諏訪市「ラーケーション」の試行実施を始めます！

諏訪市教育委員会

「ラーケーション」とは、子どもの Learning（学び）と保護者の Vacation（休暇）を組み合わせた造語です。

諏訪市教育大綱の基本理念にもとづき、子どもが登校日となっている平日に、保護者等とともに、自分らしくかつ楽しく豊かな体験を企画し実行することを通して、子どもが探究的に学び、自分を見つめる機会を広げることを目的に、試行実施を始めます。

- 校外（家庭や地域）で、保護者等とともに行う体験的な活動が対象です。
- 事前に学校へ届け出ること、欠席ではなく、「出席停止・忌引等」となります。
- 年間3日まで取得可能で、連続して取得することもできます。
- 実施する学校は、諏訪市立小中学校です。

1 学びのキーワード

見て学ぶ	歴史、科学、文化、史跡、環境、防災、美術、読書 等
ふれあい学ぶ	自然、動物、植物、伝統文化、国際交流 等
体験して学ぶ	農業、漁業、林業、ものづくり、スポーツ、音楽 等
その他の学び	SDGs、DX 等

【ラーケーションの例】

施設見学 美術館や博物館など、興味ある施設に行き、じっくりと見学、体験ができます。	自然体験 自然の雄大さを感じたり、普段行かない場所で絵を描くなどの活動をしたりできます。	地域探索 その地域の歴史や文化、食などに触れることで、地域のよさを感じることができます。
--	---	---

※試行実施をとおして、ラーケーションの事例を集めてまいります。

2 ラーケーションの流れ

(1) 計画の立案と学校への届出

- ・原則1週間前までに、学校に「ラーケーション届出書」を提出します。
- ・校長は必要に応じて申請内容を確認するほか、資料等の提供を求める場合があります。

(2) ラーケーションとして体験活動などを実施

- ・子どもと保護者等と一緒に体験活動などを実施します。

(3) 振り返り

- ・家庭で話し合い、ラーケーションの振り返りを行います。
- ・学校への報告は、原則として必要ありませんが、日記や生活記録、写真、制作物、レポートなど、何らかの方法で伝えていただくとありがたいです。

3 留意点

- (1) 事前に「ラーケーション届出書」に計画を記入の上、学校に届け出る必要があります。
- (2) 受けられなかった授業内容については、病気による欠席や出席停止・忌引等で学校に登校しなかった場合と同様になります。
- (3) ラーケーション取得日（期間）の給食を止めることはできません。
- (4) 学校行事や定期テストなど、ラーケーションを取得できない日（期間）を学校ごとに設定していますので、ご確認ください。

4 Q&A

Q1 計画をどのように立てればよいですか。

A1 子どもが興味をもっていることや体験したいことなどを話し合う中で、学ぶ場所や学ぶことを決めていってはどうでしょう。遠くに行かなくても、学びのもととなるものは身近にたくさんあります。

Q2 急に休みが取れることになった場合、前日に届け出ることはできますか。

A2 前日でも可能です。ただし、しっかりと計画を立てて活動をしていただきたいので、可能な限り早めに届出書を提出するようお願いします。

Q3 週休日等と組み合わせて「ラーケーションの日」を取得することはできますか。

A3 取得の仕方に制限は設けていません。

Q4 一緒に活動する保護者等の範囲はどこまでですか。

A4 保護者が認めた祖父母、成人した兄弟姉妹、おじ、おばを想定しています。それらによらない場合は、学校にご相談ください。

なお、スポーツ競技の合同合宿や自然体験キャンプへの参加など、児童生徒が単独で家を離れて一般の成人の下で行われる活動については、ラーケーションの趣旨にそぐわないと考えます。

Q5 ラーケーションは、必ず取得しなければいけませんか。

A5 必ず取得すべきものではありません。各家庭の状況に応じてご判断ください。

Q6 取得しなかった日数を来年度に繰り越すことはできますか。

A6 できません。令和8年度については、年度内3日以内です。

Q7 ラーケーションの活動で怪我などをした場合、どうなりますか。

A7 学校の管理下での活動ではないため、学校で任意加入している日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の対象外となります。

【問い合わせ先】

◇手続きに関すること … 各学校

◇制度内容に関すること … 諏訪市教育委員会教育総務課学務係 電話 52-4141（代表）